

14 組織機構の取扱い

『合併協定項目(案)』

職員定数の適正化計画等を新市で策定し、定員の適正化に努める。

既存の支所・出張所は現行を引き継ぎ、支所の機能は釧路市の制度に統合する。

3町の本庁を(仮称)総合行政センターとし、以下、ア～サの業務を行う。

ア 行政管理部門(総務一般、文書管理、出納、会計、選挙事務(期日前投票・不在者投票)、本庁との連絡調整)

イ 地域政策部門(地域振興、活性化対策)

ウ 施設管理部門(道路、河川、公園、上下水道、公営住宅、教育文化、体育施設等)

エ 戸籍住民部門

オ 保健福祉、保険年金(国保、介護、国民年金)部門

カ 税務部門(申告、納税、税務証明)

キ 産業部門(産業全般、家畜の防疫)

ク 環境衛生部門(ごみ、し尿、火葬場、墓地)

ケ 民生・福祉部門(生活保護・高齢者・障害者・母子の相談、各種給付事務、保育、療育)

コ 教育部門(入学・転校等の届出、安全対策、生涯学習アドバイザー・社会教育主事・学芸員の配置、学校給食センター、学校公務補等)

サ 防災・災害対策部門(行方不明者、海難、遭難、事故、除排雪、気象警報等)

また、常備消防は釧路市消防本部と釧路西部消防組合を脱退する3町の組織を統合し、職員定数及び署・支署の配置は現行を引き継ぐが、新市における定員管理計画の策定を行う。

『調整方針要約一覧』(調整不要や合併前に廃止となる調整項目を除く)

| 取扱い区分 | 調整項目内容 | | 調整を必要とする事項 (定めがある場合、所要期間を明示) |
|-------|-----------|---------------|---------------------------------|
| | 事業や施設等の名称 | 合併協議会 項目番号 | |

| | | | |
|----------------------------------|----------------------|-------------------|---|
| 1 現行のまま新市に引き継ぐもの | (1) 釧路市東京事務所 | 03 - 08 - 01 - 01 | |
| | (2) 釧路市の港湾庁舎管理 | 08 - 08 - 02 - 04 | |
| | (3) 消防機関の設置及び本部・署の位置 | 13 - 01 - 01 - 01 | <p>施設は現行を引き継ぎ、本部は現釧路市消防本部の位置とする</p> <p>署・支署及び分遣所は原則現名称を使用するが、町名等の変更が生じた場合は調整を図る</p> <p>支署等の増設・再編は定員管理計画と合わせ配置計画を策定する</p> |
| | (4) ごみ処理人員・車両台数(直営) | 14 - 01 - 01 - 03 | 現行方式を引き継ぐが、新市における収集は委託化の方式で効率的な体制を検討 |
| 2 各市町の現行に基づく統合や再編を行い、新市全体に適用するもの | (1) 支所・出張所 | 03 - 04 - 01 - 02 | <p>既存の支所・出張所は現行を引き継ぐが、支所の機能は釧路市の制度に統合</p> <p>3町の本庁を(仮称)総合行政センターとし、以下、ア～サの業務を行う</p> <p>ア 行政管理部門(総務一般、文書管理、出納、会計、選挙事務(期日前投票・不在者投票)、本庁との連絡調整)</p> <p>イ 地域政策部門(地域振興、活性化対策)</p> <p>ウ 施設管理部門(道路、河川、公園、上下水道、公営住宅、教育文化、体育施設等)</p> <p>エ 戸籍住民部門</p> <p>オ 保健福祉、保険年金(国保、介護、国民年金)部門</p> <p>カ 税務部門(申告、納税、税務証明)</p> <p>キ 産業部門(産業全般、家畜の防疫)</p> <p>ク 環境衛生部門(ごみ、し尿、火葬場、墓地)</p> <p>ケ 民生・福祉部門(生活保護・高齢者・障害者・母子の相談、各種給付事務、保育、療育)</p> <p>コ 教育部門(入学・転校等の届出、安全対策、生涯学習アドバイザー・社会教育主事・学芸員の配置、学校給食センター、学校公務補等)</p> <p>サ 防災・災害対策部門(行方不明者、海難、遭難、事故、除排雪、気象警報等)</p> <p>(仮称)総合行政センターの総括責任者(長)は、部長職以上とする</p> |
| | (2) 職務上の地位別職員数 | 03 - 04 - 03 - 03 | 現行を引き継ぐが、組織・機構に応じた職員の適正化計画等を新市で策定し、効率的勤務体制を確立 |
| | (3) 職種別職員数 | 03 - 04 - 03 - 04 | (同上) |
| | (4) 部門別職員数 | 03 - 04 - 03 - 05 | 合併時まで決定 |
| | (5) 年齢構成別職員数 | 03 - 04 - 03 - 06 | 職員定数の適正化計画等を新市で策定し、均衡のとれた配置に努める |
| | (6) 事務専決、代決関係 | 03 - 04 - 08 - 06 | (仮称)総合行政センターの事務権能を高める方策を講じる |
| | (7) 下水道事業の職員配置 | 10 - 01 - 02 - 01 | 一括行う業務と各地域で行う業務の分担を考慮するとともに、定員の適正化計画を策定し適正配置を行う |

| | | |
|-----------------------------|-------------------------------|--|
| (8) 水道事業の職員配置 | 12 - 01 - 02 - 01 | <p>現行を引き継ぐが、簡易水道事業等も含め効率的執行体制の確立に努める</p> <p>職員の身分は公営企業管理者の補助組織(企業職員)とする</p> <p>工業用水道(企業会計)と営農用水道(一般・特別会計)の所管を新市で調整する</p> |
| (9) 水道部庁舎管理 | 12 - 01 - 03 - 12 | <p>効率的事業運営のため本庁舎・支所等の配置を調整</p> |
| (10) 常備消防の組織、人員 | 13 - 01 - 01 - 02 【先行調整項目】 | <p>釧路市消防本部と釧路西部消防組合を脱退する3町の組織を統合(脱退に伴う関連事項等については、釧路西部消防組合が合併検討期間内に調整を図る)</p> <p>職員定数及び署・支署の配置は現行を引き継ぐが、新市における定員管理計画を策定</p> <p>救急体制は将来的には救急隊の専任化が理想であり、各地域事情に対応できる救急車の整備に努めるとともに、保有台数・出動区域も含めた体制を合併時までに検討</p> |
| (11) 常備消防の車両 | 13 - 01 - 01 - 03 | <p>車両耐用年数を考慮し、車両整備計画を策定</p> <p>ペア体制解消のため、釧路市で採用している7トン型水槽付消防ポンプ自動車の導入を検討</p> <p>特殊車両は地域特性も考慮して配置を再検討し、効率的な応援体制を構築</p> |
| (12) 教育委員会の職員配置 | 16 - 01 - 01 - 02 | <p>新市で再編するが、教育委員会所管施設の職員配置は現行を引き継ぐ</p> |
| (13) 教育委員会庁舎管理 | 16 - 01 - 02 - 05 | <p>施設は現行を引き継ぐが、本庁舎所在地での統合がふさわしい</p> <p>サービス低下を招かないよう地域に配慮した体制を検討するとともに、各施設の管理は現行を引き継ぐ</p> |
| (14) 福祉事務所等の組織機構 | 17 - 01 - 01 - 01 | <p>福祉事務所設置規定に基づき再編</p> |
| 3 釧路市の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの | | |
| (1) 行政改革大綱 | 02 - 02 - 01 - 01 | <p>新市において釧路市の大綱を基本に策定</p> |
| (2) 行政組織機構 | 03 - 04 - 01 - 01 | <p>釧路市の組織に(仮称)総合行政センターを加える</p> |
| (3) 事務分掌 | 03 - 04 - 01 - 03 | <p>釧路市の事務分掌に(仮称)総合行政センター、3町の支所・出張所を加える</p> |
| (4) 行政改革の推進 | 03 - 04 - 03 - 01 | <p>新市における基本方針を策定し、推進体制等は釧路市の制度に統合</p> |
| (5) 執行機関の決定会議 | 03 - 04 - 07 - 01 | |
| (6) 災害対策本部 | 13 - 04 - 03 - 01 | <p>(仮称)総合行政センターに本部に準じる機能を有する組織を置く</p> |